

公共下水道事業受益者負担金制度について（豊栄処理区）

受益者負担金制度

公共下水道は、「衛生的で明るく住み良い文化的な生活」を営むうえで欠かすことのできない重要な施設です。下水道を整備するには多額の費用を必要とします。この財源には、国からの補助金や借入金（起債）、一般市費（市税）等があります。通常、道路や公園等の公共施設は税金等の公費で賄われるものですが、下水道の場合、利用できるのは供用開始区域内の土地所有者又は権利者のみで、市内でも限られた方しか利用できません。下水道が整備されると家庭からの雑排水や、水洗便所の使用が可能になり環境衛生の向上が図られ、その快適性は土地の利用価値の増加という特別の利益に反映されます。したがって整備費を市民の皆様から納めていただいた税金のみで賄えば、下水道を整備しない区域の利益を受けない方にも税によって負担をお願いすることとなり、公平を欠くこととなります。そこで負担の公平を図るため、利益を受けることができる方にその建設費の一部を一度だけ負担していただき、事業をできるだけ早く円滑に推進しようというのが受益者負担金制度です。この制度は、地方自治法第224条を法的根拠として条例制定（東広島市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例）しています。

負担金を納めていただく区域（負担金賦課対象区域）

公共下水道の工事が終わり、公共下水道が利用できるようになった区域を、年度の当初に「賦課対象区域」として告示します。

住宅・店舗・工場・倉庫等の宅地、私道・駐車場等の雑種地、農地、山林、境内地、墓地、病院、官庁、学校等の地目にかかわらずすべての土地が対象となります。ただし、誰でも利用できる土地（道路、公園、河川等）、墓地、公の生活扶助を受けている受益者など一定の要件を満たすものについては、申請に基づき、負担金の一部または全額が減免されます。

また、受益者が天災、病気、盗難などの事情により負担金を納付することが困難なとき、土地の状況が農地、山林、池沼であると認められたときは、申請に基づき一定の期間、負担金の徴収が猶予されます。

受益者（負担金を納めていただく方）

賦課対象区域内に土地を所有されている方が受益者となります。

ただし、その土地に対する権利（地上権、質権、使用賃貸及び賃貸借による権利）などがある場合にはその権利者が受益者になることもあります。ただし、契約や権利関係の内容により異なりますので、最終的には、土地所有者と権利者の協議により決めていただきます。

※ 土地所有者以外の権利者が受益者になる場合は、「申告書の土地所有者以外の権利者」欄に権利者の住所・氏名を記入のうえ確認印欄に押印して申告してください。

申告

この制度は、受益者の方を確認し、間違いなく運用するために申告制になっております。

申告書の記載事項に誤りがあれば訂正のうえ申告してください。なければそのまま署名、押印し申告してください。最終的に申告が得られない場合は記載事項に誤りがないものとして申告書を送付させていただいた方を受益者として認定し、賦課することになります（東広島市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例施行規則第4条）。なお、申告書の書き方は申告書の裏面に記載しております。

受益者の変更

納付期間中に土地の売買や賃借権の変更などにより受益者を変更される場合は、下水道管理課へ必ず届出をしてください。届出がない場合は、引き続き旧受益者が負担することになりますのでご注意ください。また住所が変更された場合にも、届出をしてください。

分担金の計算と納付方法

公共ます1基当たり350,000円となります。なお、その公共ますに係る分担金は一度限りのものです。分担金は3年分割とし、さらに1年を4期に分けて12回で納めていただきます。納期は次のとおりです。

第1期	8月末日まで
第2期	10月末日まで
第3期	12月25日まで
第4期	翌年2月末日まで

納付書は8月14日頃に送付しますので、納期限までに、指定金融機関の窓口等で納付してください。

また、一括納付もできます。分担金を一括して納付される場合は、前納期数に応じて報奨金が交付されます。年度途中で前納される場合は、納付書を別途作成しますのでご連絡ください。

納期前納付の報奨金

分担金は、納期前に納めることができます。この場合は次の計算式によって算出した額の前納報奨金が交付されます。

(例) 分担金額 350,000 円を初年度の第1期に納付される場合の報奨金の額は 15,700 円となります。

$$\begin{array}{rccccccc} 350,000 \text{ 円} & - & (& 350,000 \text{ 円} - & 29,200 \text{ 円} &) \times 4.9\% & = & 334,300 \text{ 円} \\ \text{分担金額} & & & \text{第2期目以降の納付金額} & & \text{交付率} & & \text{差引納付金額} \end{array}$$

督促・延滞金・滞納処分等

納期限までに納められない場合には、延滞金（年14.5%）が加算されます。納期限までに納付されない場合は滞納処分を受けることがありますので、必ず納めていただきますようお願いします。

問い合わせ及び申告書の提出先

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

東広島市役所 下水道部 下水道管理課 庶務係

TEL (082) 420-0957